

様式第4（第10条第1項関係）

表 面	
6 セ ン チ メ ー ト ル	8 センチメートル
第 号	
産業標準化法第64条第1項の規定による立 入検査を行う職員の身分証明書	
4 セ ン チ メ ー ト ル	3 センチメートル
写    真	職 名 氏 名  押 出 年 月 日 生 ス タ ン プ 年 月 日 発 行 主 務 大 臣 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

裏 面	
産業標準化法（昭和24年法律第185号） （抄）	
第29条	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第64条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録試験事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に登録試験事業者の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第80条	次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
二	第29条第1項、第35条第1項から第4

項まで、第54条第1項若しくは第64条第  
1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽  
の報告をし、又はこれらの規定による検査を  
拒み、妨げ、若しくは忌避した者